

神戸市住宅改修助成事業

概要

バリアフリー工事にかかる費用の一部を助成します

(一般財団法人) 神戸在宅医療・介護推進財団

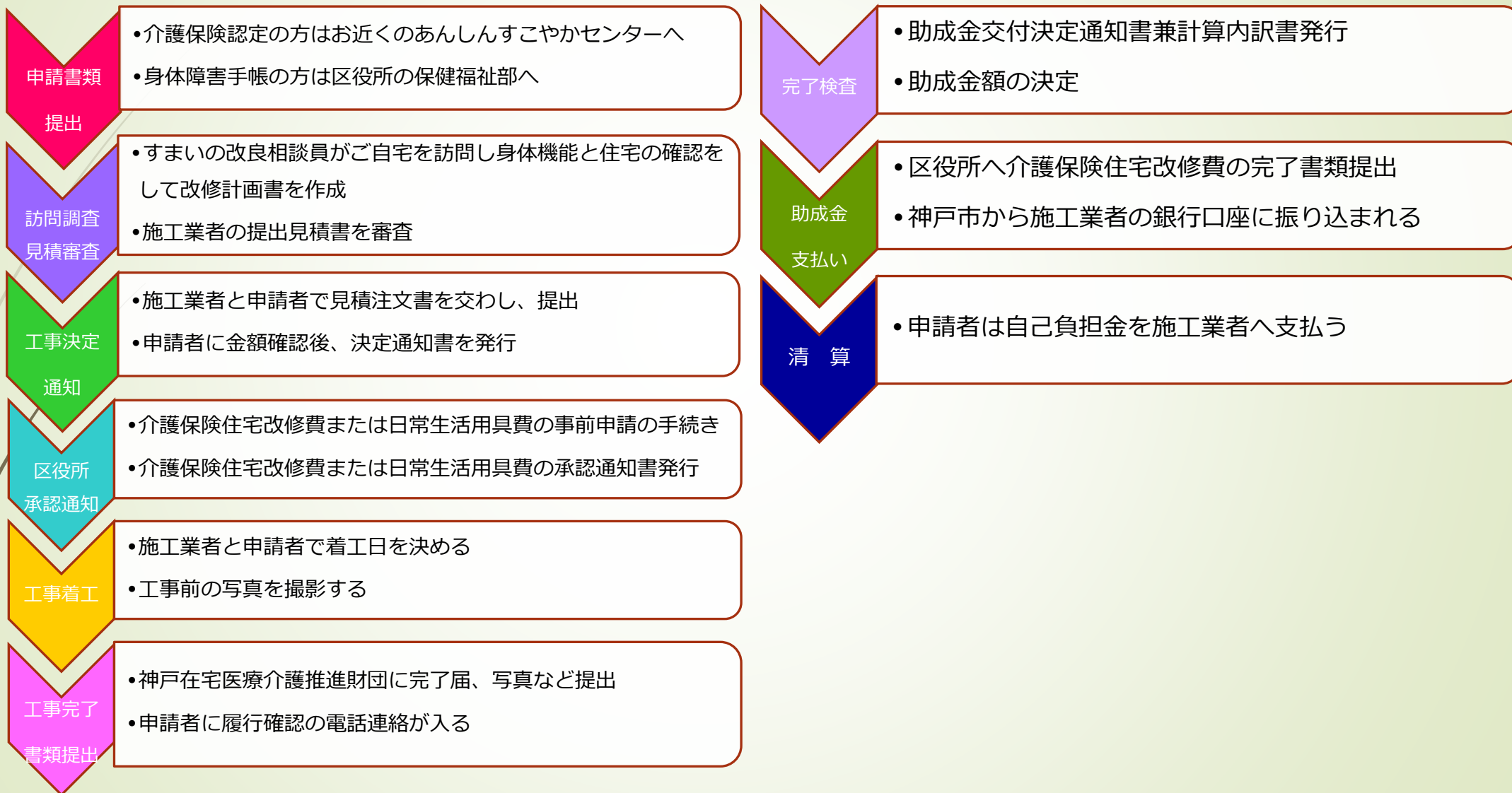
介護認定または身体障害者手帳がある方の住環境を安全に

◇ 自宅を段差解消し、手すりを付けて生涯に渡り安全に生活をしたい。

「介護保険制度住宅改修費」または「身体障害者 日常生活用具費」の 20 万円と「神戸市住宅改修助成事業」 80 万円を合わせてご利用いただけます。

- 対象工事費 合計 100 万円までの工事費用の一部に助成金がでます。
- 「介護保険制度」または「日常生活用具費」に自己負担があります。
- 「神戸市住宅改修助成事業」は収入、所得に制限があり課税額によって助成率が掛かります。

申込から助成金の支払いまでの流れ



助成制度の進め方

ご本人、ご家族、ケアマネジャーでケアプランと整合する工事内容の検討をしておく。

施工業者を決めて施工計画図を作成してもらう。

必要書類を揃えてあんしんすこやかセンターまたは区役所保健福祉部へ申し込む。

住まいの改良相談員の訪問調査を受けて改修計画書を受け取る。



施工業者が対象工事費見積の審査を受ける。

審査に通ってから施工業者と注文書を交わす。

「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」が届く

区役所へ介護保険住宅改修費の事前申請をする。

「介護保険住宅改修承認通知書」が届いた後に着工する。

助成事業の対象・対象外

対象になる工事

段差解消

- 敷居、床、浴槽の段差解消工事など
- スロープ工事など

扉の変更・便器の取り換え

- 開き戸を折戸や引き戸に変更など
- 和式便器を洋式便器に取り換えなど

手すり取付

- 屋内・屋外の手すり工事

＜対象となる世帯＞

- 要介護認定もしくは身体障害者手帳のある方と同居している方の中で一番総所得金額が高い方の総所得金額が600万円以下。給与収入のみの方は800万円以下であること

＜その他 対象工事＞

- 福祉用具のレンタルができない「リフト、階段昇降機、段差解消機」など介護保険や日常生活用具費の対象にならない機械類の取付工事を伴うものなど

＜対象とならない工事＞

- 老朽化や故障という理由で設備の取り換えをする工事
- 増築、改築を伴う工事等

＜対象とならない住宅＞

- 新築する住宅
- 昭和56年5月31日以前建築の耐震診断を受けていない戸建て住宅（無料耐震診断対象外住宅を除く）

よくある質問①

◇介護保険住宅改修費を利用済みの場合

神戸市住宅改修助成事業は工事費の内の20万円は介護保険分として控除しますので、介護保険住宅改修費の利用済み額は自己負担となります。

介護保険の対象とならない階段昇降機のみ取付の場合も介護保険対象外となり、20万円は自己負担になります。

◇入院中の方の場合

退院のめどがついていて身体の状態が安定していれば、住まいの改良相談員が訪問してその時点での身体機能に合わせた改修計画を作成します。

工事後に退院して工事箇所をご使用にならないと助成金は支払われません。

よくある質問②

◇転居した場合

助成事業は一世帯につき一度限りご利用いただけます。

一度、助成事業をご利用後に転居した場合、転居後の住宅を助成事業で工事することはできません。

◇3段階リセット（身体機能の悪化）

1度目の助成工事の時よりも身体機能が低下し要介護度が3段階悪くなった場合、再度の助成を申請することができます。

ただし、1度目の工事箇所、工事内容と同じ工事には助成できません。

<u>1度目</u>		<u>2度目</u>
要支援 1	⇒	要介護 3以上
要支援 2・要介護 1	⇒	要介護 4以上
要介護 2	⇒	要介護 5

よくある質問③

◇転居する予定の住宅

助成事業を初めて利用するが、現在の住宅を引っ越す場合、引っ越し前の空き家に住宅改修助成事業を利用できません。

引っ越しを終わって生活実態がある場合にご利用いただけます。

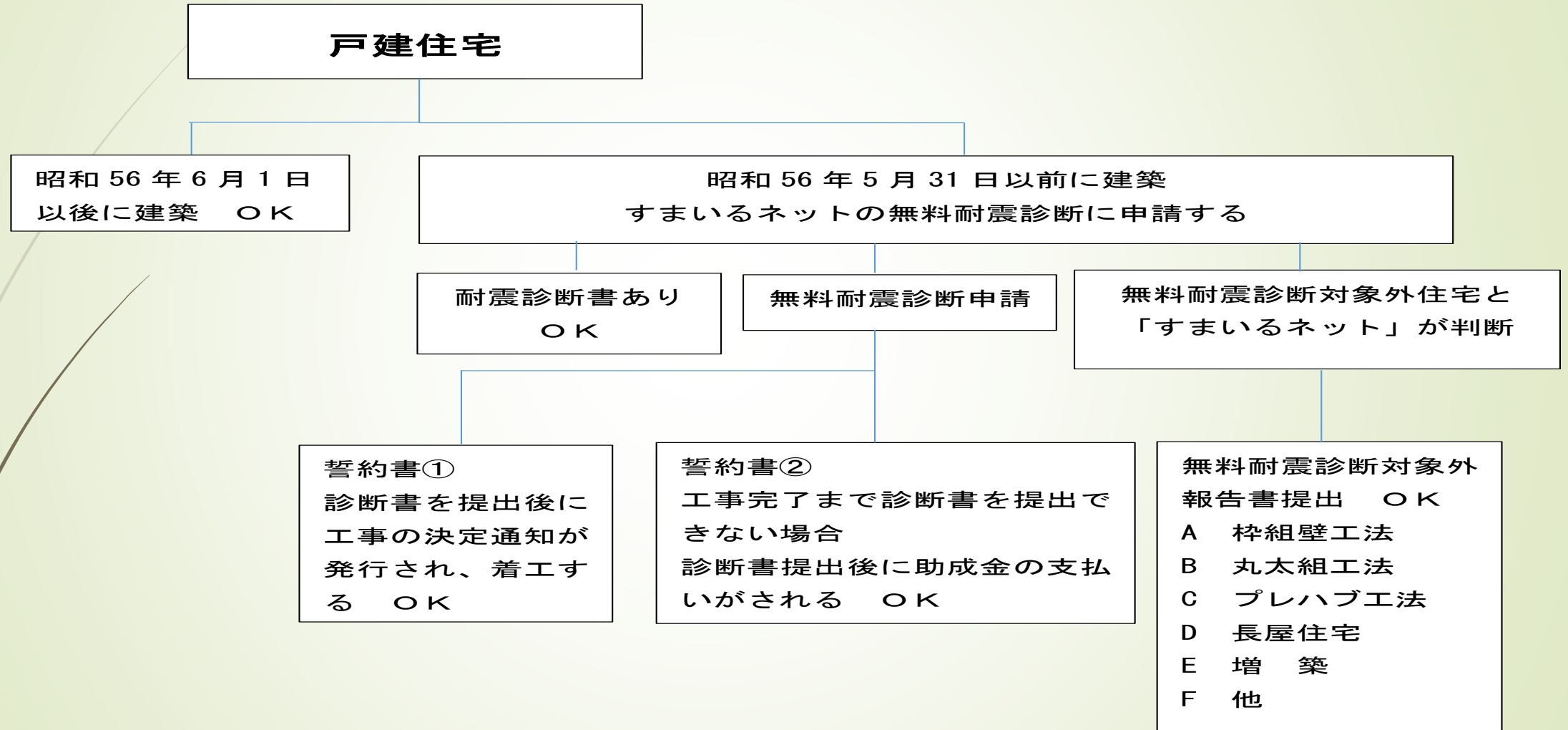
◇申請から着工までの期間

助成事業申請書類の提出から工事許可が出て着工できるまでの平均期間は2か月前後となっています。

申請件数により訪問までの待ち日数や施工業者の見積審査日数により、早い遅いがあります。

さらに、耐震診断が必要な住宅は耐震診断に要する日数が必要となります。

一戸建て住宅の場合①



一戸建て住宅の場合②

＜戸建住宅の助成金申請時に必要な耐震関係書類＞

下記の①以外は「あんしんすこやかセンター」もしくは「区役所あんしんすこやか係」に置いてあります。

- ① 「建築確認通知書」のコピーまたは「検査済証」のコピーまたは「固定資産課税台帳登録事項証明書」原本（区役所）のうちどれか一つ・・・建築年月が記載されています。
- ② 「耐震診断確認シート」・・・耐震診断が必要な住宅か判断するシート。
- ③ 「誓約書①」・・・耐震診断が必要な住宅ですまいるネットの耐震診断の申請をしているが、診断結果を提出できない住宅。（診断結果を提出しないと工事の決定通知が出ません）
- ④ 「誓約書②」・・・耐震診断が必要な住宅で、助成金の申請時にすまいるネットの耐震診断の申請が期間外（例年1月末頃～3月末頃まで）の時期は耐震診断結果を工事完了時まで提出することができる。耐震診断結果が提出されないと助成金は出ません。
- ⑤ 「住宅改修助成事業における耐震診断書対象外報告書」・・・住宅の持ち主が、すまいるネットに耐震診断申請の問い合わせをし、耐震診断の対象外住宅と判断された場合に提出する。

助成金の計算（介護保険、日常生活用具費）

（対象経費－介護保険住宅改修費）×助成率＝助成金額

<例> 対象経費が68万円で、所得税課税7万円以下の申請者・助成率 $\frac{1}{2}$ の場合

$$(680,000 - 200,000) \times \frac{1}{2} = \underline{240,000}$$

介護保険住宅改修費の20万円分は、未利用、利用済みに関わらず対象経費から控除します。

助成率（同居者の中で最も総所得金額が高い方の税額で助成率が決まります）

◇ 生活保護 = $\frac{3}{3}$

◇ 市民税非課税 = $\frac{9}{10}$

◇ 所得税非課税・市民税均等割課税 = $\frac{9}{10}$

◇ 所得税非課税・市民税所得割課税 = $\frac{2}{3}$

◇ 所得税課税7万円以下 = $\frac{1}{2}$

◇ 所得税課税7万円以上 = $\frac{1}{3}$

住宅改修助成事業を適正にご利用いただくために

- ▶ 申請前に在宅生活で本当に必要な工事を施工業者、ケアマネジャー、家族等とよく相談し、計画を立てておく。
- ▶ 施工業者を決める時に、2～3社の見積を比較し、よく説明を聞いて決める。
- ▶ 耐震診断が必要な戸建て住宅は助成事業の申請前に「耐震診断」を申請しておく。（すまいるネットへ ☎078-647-9933）

<ご 相 談>

（一財）神戸在宅医療・介護推進財団

福祉事業係☎078-743-8323